

ESG/統合報告 Keyword vol.18

ESG、統合報告。新聞やメディアでよく目にするものの、専門的でよく分からない、という方も多いかもしれません。この分野に精通しているESG/統合報告研究室の研究員が、“いまさら聞きにくい” 初歩的なキーワードの説明とともにポイントを分かりやすく解説します。

1 環境会計

環境会計とは、企業が事業活動での環境保全のために投じたコストと、その活動によって得られた効果を定量的に測定する会計手法のこと。持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的としている。



ココがポイント

環境保全は多くの企業にとって重要な経営課題のひとつであり、環境への配慮を定量化する環境会計の必要性が注目されています。1999年「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン（中間取りまとめ）」が最初に公表され、その後改定を繰り返して、2005年に「環境会計ガイドライン2005年版」が公開されました。2005年版では、より利便性が向上するよう、新たな研究・調査結果や非上場企業などにおける環境会計の実施状況などが反映されています。環境会計の機能は、企業等の内部において環境保全に対する経営管理や意思決定を支援する「内部機能」と、企業等の情報を外部に公表する「外部機能」の二つに分けられています。環境会計ガイドラインにおいては、外部報告のためのガイドラインと内部活用のためのガイドラインとを明確に区別することが適当であり、特に環境保全コストについては、集計対象範囲の明確化等により焦点をあてて検討すべきであるとされています。さらに、環境会計が有効に活用されるためには、環境保全コスト単独ではなく環境保全効果との関係性を高める必要性も指摘されています。

2 モーダルシフト

トラックなど自動車で行われている貨物輸送を、環境負荷の小さく大量輸送が可能な鉄道と船舶に転換すること。環境への負荷低減が重要視されている現代の環境下において、輸送におけるモーダルシフトはCO2排出量削減等の効果が大きい取り組みとされている。



ココがポイント

モーダルシフトという概念は、1970年代に起こった第二次石油危機に起因し、石油消費の抑制を目的として生まれました。その後、環境問題への対応という課題もあり、1997年には地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議にて、2010年までにモーダルシフト化率を40%から50%に引き上げる方針が決定されました。昨今では環境負荷低減だけではなく、労働力不足の解消・働き方改革という観点や宅配に代表される多様化による多頻度小口輸送の進展といった観点からも注目されています。モーダルシフトの大きなメリットは長距離の一括大量輸送による効率化などにありますが、推進するためにはそれだけの貨物量の確保、トラックとの積み替えなど、関係者の積極的な取り組みが不可欠であるとされています。

3 グリーンボンド原則

グリーンボンドは自治体や企業が発行する債券の一種であり、発行することによって調達した資金の用途が環境問題の解決に貢献する事業に限定される。グリーンボンド原則（GBP）は、自主的な手続きに係るガイドラインであり、グリーンボンドを発行するための手引きを示すことによって、透明性と情報開示を奨励し、グリーンボンド市場の秩序だった発展を促進するものである。



ココがポイント

近年、社会的責任投資やESG投資といった考え方が広まりを受け、グリーンボンドはESG投資をする個人投資家や機関投資家から注目されており、発行額も年々増加しています。GBPは、グリーンボンドの透明性の確保、情報開示及びレポーティングを推奨し、市場の秩序を促進させることを目的に2014年1月に策定されました。その後随時更新がなされ、最新版は2022年8月に公表されています。環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」によれば、グリーンボンドの要件について①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定されている、②調達資金が確実に追跡管理されている、③それらについて発行後のレポーティングを通じ透明性が確保されている、といった3つを満たすこととしています。

グリーンボンドを発行することで、ESG投資をしている投資家からの資金調達が期待でき、環境問題に取り組む企業として、企業のイメージアップにもつながります。一方でグリーンボンドにより調達された資金の用途は明確に定められており、透明性も確保されていなければならないという条件の厳しさもあります。

4 赤道原則

大規模なインフラ開発や建設を伴うプロジェクトに起因する環境・社会に対するリスクと影響を評価・管理する金融業界の自主的ガイドラインのこと。



ココがポイント

これまで石油・ガス開発や工場の建設といった大規模開発や大規模建設プロジェクトにおいて、現地の自然環境の破壊や開発によって住民が立ち退きを余儀なくされるといった事例が相次ぎました。政府系輸出信用機関などが自主ガイドラインを整備したものの、民間金融機関はなかなか浸透しなかった現状を踏まえ、国際金融公社（IFC）とオランダ銀行大手ABNアムロが2002年10月、民間銀行の環境・社会リスク管理の共通ガイドライン策定を呼びかけ、赤道原則が誕生しました。赤道原則を採択した金融機関は、社内方針や手続きに赤道原則を組み入れており、赤道原則を遵守しないプロジェクトに対しては融資を行わないこととなります。一方で過去には赤道原則に署名したにも関わらず、該当する一部の銀行が化石燃料プロジェクトへの融資に関与していたことが発覚するといった問題も起きました。その後、責任銀行原則（PRB）が、履行義務を果たさない署名機関の除名制度の導入を決議するなど、モニタリングの監視・強化の必要性に迫られています。